

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、有限会社 ドリームパレットが開設する放課後等デイサービス さくらばれっと（以下、「事業所」という。）が行う指定障害児通所支援事業の児童発達支援（以下、「児童発達支援」という。）及び放課後等デイサービス（以下、「放課後等デイサービス」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、児童発達支援及び放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児等（以下、児童という。）の意思及び人格を尊重し、適切な児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- (1) 事業所は、心身に障がいのある児童に対し成育を助長し、集団の中に入っていく力を身につけると共に、5領域（健康・生活／運動・感覚／認知・行動／言葉・コミュニケーション／人間関係・社会性）における総合的な支援を行ない、当該児童の心身の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な療育支援を行うものとする。
- (2) 通所支援の実施に当たっては、児童又は児童の保護者の必要なときに必要な児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供ができるよう努めるものとする。
- (3) 事業所は、関係市町村及び医療機関、学校、児童相談所、子供サポートセンター、相談支援事業所、自治体など地域の関係機関等との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (4) 児童が自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう、児童の意思決定の支援に配慮するよう努めるものとする。
- (5) 前4項のほか、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 放課後等デイサービス さくらばれっと
- (2) 所在地 さいたま市中央区鈴谷3-12-15

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）
管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者 1人（常勤）以上
 - 1、児童発達支援管理責任者は、アセスメント（モニタリング等）及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び児童の生活に対する意向、児童に対する総合的な支援目標及びその達成時期、長期目標及び短期目標を定めた5領域における支援の具体的内容、支援の標準的な提供時間等（曜日・頻度・時間）、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画を作成し、通所給付決定保護者に交付の上、同意を求める。また、予定される提供時間及び延長時間、必要とされる理由や特記事項を記入した個別支援計画別表を作成し交付する。個別支援計画の作成後は、計画の実施状況の把握を行うとともに、児童について解決すべき課題を把握し、少なくとも6ヶ月に1回以上、計画の見直し及び必要に応じた変更を行う。

- 2、他の従業者に対する技術指導及び助言、支援計画の実施状況等の把握、確認を行う。
- (3) 児童指導員又は保育士等 2人以上（常勤職員1人以上、非常勤職員1人以上）
個別支援計画に基づき、児童及び児童の保護者に対し適切な指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日の平日
ただし、12月31日から翌年1月4日を除く。
- (2) 営業時間
月曜日から金曜日の平日 10時10分～18時00分
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日とし、土曜日は要相談とする。
ただし、12月31日から翌年1月4日を除く。
- (4) サービス提供時間
月曜日から金曜日の平日 12時00分～18時00分
学校等の長期休み期間（春・夏・冬休み）及び平日以外の日10時00分～16時00分

(指定児童発達支援及び放課後デイサービスを提供する主たる対象者)

第6条 事業所において指定児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供する児童は重症心身障害児以外の次の通りとする。

- (1) 知的に障害がある児童
(2) 精神に障害がある児童
(3) 発達障害者支援法に規定する児童
(4) その他 市町村が必要と認めた児童

(利用定員)

第7条 児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用定員は、1日当たり10人とする。

(事業の内容)

第8条 児童発達支援及び放課後等デイサービスで行う支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画及び個別支援計画別表の作成
- (2) 基本事業及び内容
- ア) 日常生活における健康・生活支援
- ・健康状態の把握・維持・促進
 - ・生活リズムや生活習慣の形成
 - ・基本的な生活スキルの習得のための支援
- イ) 運動・感覚領域の維持・向上
- ・手指の巧緻性の向上や促進のための支援
 - ・姿勢と運動・動作の基本的技能の向上・促進
 - ・身体の移動能力の向上・促進
 - ・保有する感覚の総合的な活用や領域の拡大のための支援
 - ・感覚の特性への対応
- ウ) 認知の発達や行動の習得支援
- ・感覚や認知の活用、習得領域の拡大のための支援
 - ・知覚から行動への認知過程の発達促進のための支援

- ・認知や行動の手掛かりとなる概念の形成のための支援
 - ・身の回りの自立に向けた支援
 - ・数量、大小、色等の習得のための支援
 - ・認知の偏りへの対応
 - ・行動障害への予防及び対応
 - ・空間、時間、数等の概念の形成及び習得のための支援
 - ・対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得のための支援
- エ) 言語・コミュニケーションの向上・促進支援
- ・言語の形成と活用、受容言語と表出言語の支援
 - ・コミュニケーションの基礎的能力の向上のための支援
 - ・コミュニケーション手段の習得拡大及び活用のための支援
 - ・指さし、身振り、サイン等の活用、意思表示等の促進のための支援
 - ・読み書き能力の向上のための支援
 - ・人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得のための支援
- オ) 人間関係・社会性の形成
- ・アタッチメント（愛着行動）の形成、他者との関りの形成・促進
 - ・模倣行動の支援
 - ・一人遊びから共同遊びへの支援
 - ・自己の理解やコントロールのための支援
 - ・仲間づくりや集団参加への支援
 - ・地域社会への参加や余暇活動の支援
- カ) 関係機関との連携
- ・医療機関、学校、児童相談所、子供サポートセンター、相談支援事業所、自治体等、地域の関係機関との必要に応じた連携
- キ) 家族支援
- ・福祉、生活等の相談、子育ての相談、ごきょうだい等への相談
 - ・保育、教育機関等への移行のための支援
- (3) 介助支援等
- ・更衣、排せつ等の身体介助
 - ・必要に応じた食事等の介助、安全見守り
 - ・日常生活上必要なバイタルチェック
 - ・投薬及びその他必要な管理・記録等
- (4) おやつを提供
- ・おやつを提供および必要な介助等
- (5) 送迎サービス
- ・児童の自宅又は学校と事業所間の送迎

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として児童の保護者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 事業所は、前項の支払を受けるほか、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて提供する便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 創作活動に係る材料費 実費
- (2) おやつ費
- (3) 日用品費 実費
- (4) キャンセル料

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証（第1項については受領証）を、当該費用を支払った児童の保護者等に交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、さいたま市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者はサービス利用に当たり、次のことに留意すること。

- (1) 児童の健康状態に異常があるとき又は体調不良のときは、その旨を管理者または施設職員に知らせること。
- (2) 事業所内の器具等の使用に当たっては、職員の指示で使用する事。
- (3) 登室前（自宅で）で検温を行ない連絡帳に記録すること。登室後は施設で検温を行なう。

（緊急時等の対応）

第12条 現にサービスの提供を行っているときに、児童の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関又は児童の主治医へ連絡する等の措置を講じるとともに、保護者及び管理者に報告するものとする。

（苦情解決）

第13条 事業所は、その提供した児童発達支援及び放課後等デイサービスに関する児童の保護者等からの苦情を解決するために苦情解決責任者を置き、窓口を設置して必要な措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

第14条 事業所は、非常災害等に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害等に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第15条 事業所は、児童に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止及び身体拘束等の適正化を検討する委員会として、虐待防止委員会を法人内に設置し、委員会による検討結果を従業者へ周知徹底
- (2) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待防止及び身体拘束等の適正を啓発・普及するための定期的な研修の機会は以下の通り設けるものとする。

採用時研修	採用後3か月以内
継続研修	年1回以上

(勤務体制の確保等)

第16条 事業所は、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所の方針の明確化及びその周知
- (2) 相談及び苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- (3) その他雇用管理上必要な措置

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、児童が継続して児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供を受けられるよう、児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施するものとする。

2 研修の機会は以下のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

3 訓練（シミュレーション）は年1回以上行うものとする。

(衛生管理等)

第18条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を法人内に設置し、委員会による検討結果を従業者へ周知徹底
- (2) 感染対策担当者の選定
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (4) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施
採用時研修 採用後3か月以内
継続研修 年2回以上
訓練の実施 年2回以上

(事業所の情報公開と自己評価について)

第19条 事業所は、児童が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、以下の情報についてさいたま市に提供するものとする。

- (1) 職員の配置状況
- (2) 主な支援内容及び1日の流れ

2 事業所は、児童発達支援及び放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うため、以下の事項について事業所が自ら評価を行うとともに、当該事業所を利用する児童の保護者による評価を受けて、その改善を図るものとする。

- (1) 当該児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を利用する児童及びその保護者の意向、児童の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 当該児童発達支援及び放課後等デイサービス事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

- (5) 当該児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を利用する児童及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
 - (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
 - (7) 当該児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- 3 事業所は、前項の評価及び改善の内容を事業所のホームページ等で1年に1回以上公表するものとする。

(その他運営についての留意点)

- 第20条 事業所は、適切な児童発達支援及び放課後等デイサービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために研修の機会を設けるものとする。
- 2 従業者は業務上知り得た児童又はその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た児童又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
 - 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 5 事業所は、児童に対する児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

附 則 この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 この変更規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この変更規程は、令和6年4月1日から施行する。